

## 平成29年度の鳴沢村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

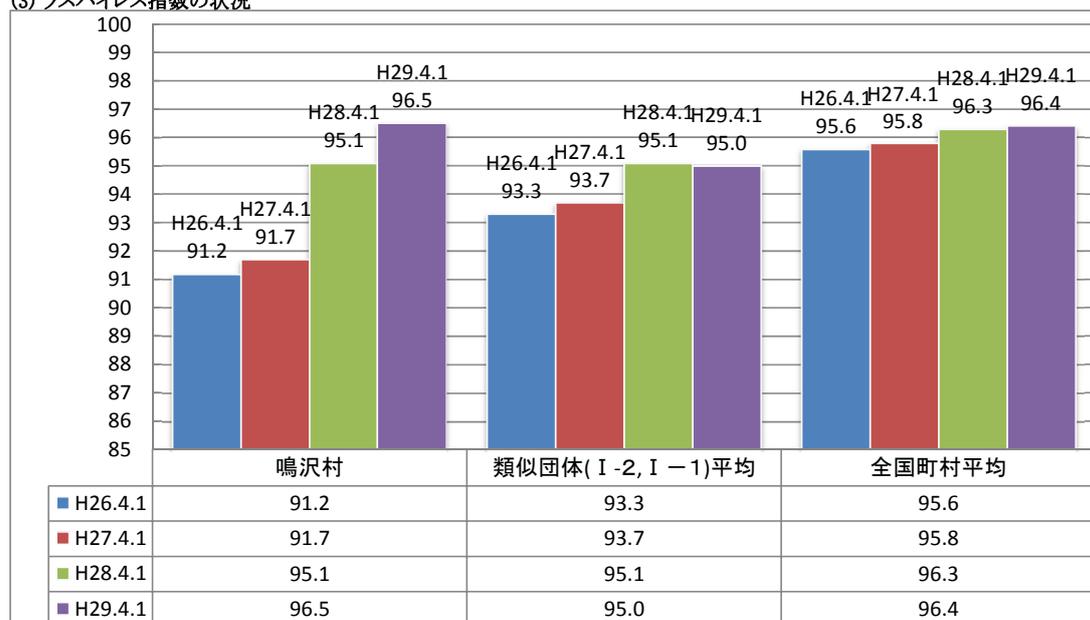
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 昨年の人件费率
28年度	人 3,154	千円 1,839,356	千円 152,916	千円 426,721	% 23.2	% 22.8

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費	(参考)類似団体(I-1)平均一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	B/A
28年度	人 49	千円 167,633	千円 27,492	千円 62,740	千円 257,865	千円 5,263	千円 5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。  
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 ※平成26年から27年は類似団体区分I-2だが、平成28年から類似団体区分がI-1に変更となりました。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の階層変動及び給与の適正化による5.3ポイントの増加に加え、類似団体区分の変更(I-1からI-2へ)。給与の適正化を実施予定。

(4) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	0.15

(注)「民間給与」「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員 の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	円	円	円	%	%	月 4.40

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 鳴沢村は人事委員会を設置していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均0.4%の引け及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。看護保健職についても、一般行政職と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

鳴沢村では地域手当を支給していないため未実施。

② その他の見直し内容

管理職手当、管理職特別勤務手当について見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鳴沢村	38.9 歳	293,224 円	315,439 円	336,290 円
山梨県	43.3 歳	335,711 円	414,651 円	376,313 円
国	43.6 歳	330,531 円	-	410,719 円
類似団体	40.7 歳	292,487 円	334,173 円	317,174 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
鳴沢村	59.3 歳	4 人	170,700 円	170,700 円	170,700 円	-	-	-	-
用務員	57.5 歳	2 人	204,850 円	204,850 円	204,850 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	0.99
技術員	61.0 歳	2 人	136,550 円	136,550 円	136,550 円	調理士	44.5 歳	279,900 円	0.49
山梨県	51.9 歳	111 人	348,939 円	398,386 円	376,677 円	-	-	-	-
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	-	328,360 円	-	-	-	-
類似団体	52.8 歳	2 人	280,054 円	303,701 円	292,364 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鳴沢村	-	-	-
用務員	3,139,374 円	2,719,500 円	1.15
技術員	1,952,665 円	3,731,000 円	0.52

※ 民間データは賃金基本統計調査に置いて公表されているデータを使用しています。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分		鳴沢村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	154,000 円	-
	中学卒	129,200 円	136,500 円	-
看護保健職	大学卒	206,400 円	214,900 円	-
	短大3卒	197,100 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数5～10年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	221,200 円	327,900 円	348,000 円	388,300 円
	高校卒	- 円	216,100 円	345,000 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

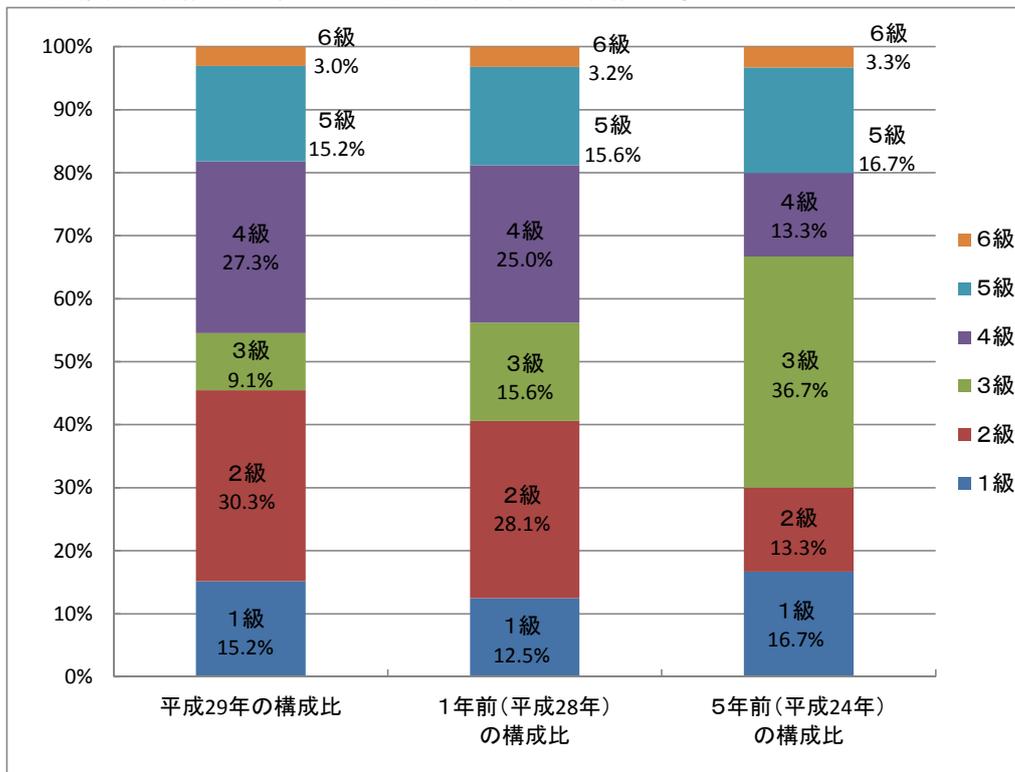
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	5 人	15.2 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主任の職務	10 人	30.3 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査の職務	3 人	9.1 %	228,900 円	349,600 円
4 級	主幹・課長補佐の職務	9 人	27.3 %	262,000 円	380,600 円
5 級	課長	5 人	15.2 %	288,000 円	392,600 円
6 級	困難な業務を掌る課長の職務	1 人	3.0 %	318,500 円	409,800 円

(注)1 鳴沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(鳴沢村)

平成29年4月1日から平成30年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ適用(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

備考

人事評価について試行段階にあり、平成30年度から昇給制度に反映させる予定。(昇給日平成31年1月1日)

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳴沢村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,264 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,599 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) - 千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(鳴沢村)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ適用(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

鳴沢村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 22,180 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

※ 鳴沢村は地域手当対象外のため、支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算) 左記職員に対する支給単価

※ 鳴沢村は、特殊勤務手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	5,407 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	134 千円
支給実績(27年度決算)	5,325 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	111 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)	
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母・祖父母、重度心身障害者及び22歳未満の弟妹のある職員に対して支給する。		同		4,219 千円	105,475 円	
	配偶者	10,000円					
	配偶者以外の扶養親族	6,500円 (ただし、配偶者が不在の場合の1人目は10,000円)					
	特定期間にある子	15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子がいる場合1人につき5,000円加算					
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員		同		1,074 千円	268,500 円	
	家賃23,000円以下	家賃-12,000円					
	家賃23,000円を超え55,000円未満	(家賃-23,000円)×1/2+11,000円					
	家賃55,000円以上	27,000円					
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に対し、交通機関利用の場合運賃相当額を限度額内で支給。自動車等使用者には、通勤距離に応じて支給する。</p> <p>・自動車等使用者の月額</p> <p>～5km 2,000円</p> <p>5km～10km 4,100円</p> <p>10km～15km 6,500円</p> <p>15km～20km 8,900円</p> <p>20km～25km 11,300円</p> <p>25km～30km 13,700円</p> <p>30km～35km 16,100円</p> <p>35km～40km 18,500円</p> <p>40km～45km 20,900円</p> <p>45km～50km 21,800円</p> <p>50km～55km 22,700円</p> <p>55km～60km 23,600円</p> <p>60km以上 24,500円</p>		同		707 千円	47,133 円	
管理職手当	管理監督の地位にある課長及び議会事務局長に10%、課長補佐に5～7%、所長に5%の率を給料月額に乗じて支給する。		異	定額ではなく、率で支給	4,473 千円	406,704 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、1回につき4,200円を支給する。		同		2,045 千円	51,125 円	
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に対して、区分に応じて支給する。		同		2,689 千円	58,457 円	
	区 分						支給月額
	世帯等の区分	世帯主である職員 扶養親族のある職員					17,800円
		扶養親族のない職員					10,200円
その他の職員		7,360円					

## 5 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	576,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		( - )	( 円 )	705,000	円/	385,000	円
報酬	議長	180,000	円	円/			円
	副議長	158,000	円	円/			円
	議員	150,000	円	円/			円
期末手当	市区町村長	(28年度支給割合)		月分			
		3.1					
	議長	(28年度支給割合)		月分			
	副議長	3.35					
退職手当	市区町村長	(算定方式、1期の手当額)		(支給時期)			
	備考	給料×0.42×在職月数(48月)=11,612,160		任期毎			

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

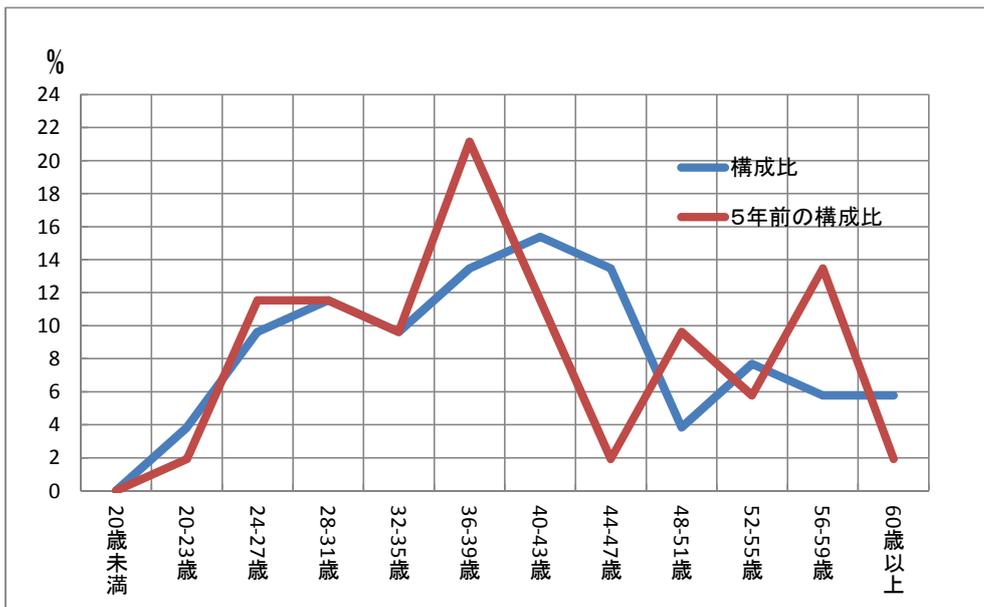
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	2	2	0	人員配置の見直し  人員配置の見直し 事業縮小
	総務企画	12	13	1	
	税務	5	5	0	
	民生	9	9	0	
	衛生	7	8	1	
	農林水産	3	2	▲1	
	土木	2	2	0	
	小 計	40	41	1	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 129.99人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数162.45人)
特別行政部門	教育	7	7	0	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 22.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数25.71人)
	小 計	7	7	0	
公営企業等	水道	1	1	0	
	その他	3	3	0	
	小 計	4	4	0	
	合 計	51	52	1	< 参考 > 人口1万人当たり職員数188.16人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(29年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H29.4.1職員数	0人	2人	5人	6人	5人	7人	8人	7人	2人	4人	3人	3人	52人



(3) 職員数の推移

(単位:人)

年度		24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数・率
一般行政	職員数	39	40	40	39	40	41	2
	増減	2	1	0	▲1	1	1	105.13%
特別行政	職員数	8	8	8	7	7	7	▲1
	増減	0	0	0	▲1	0	0	87.50%
特別会計等	職員数	5	4	4	4	4	4	▲1
	増減	0	▲1	0	0	0	0	80.00%
計	職員数	52	52	52	50	51	52	0
	増減	2	0	0	▲2	1	1	100.00%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※平成27年度より教育長含めず

7 公営企業職員の状況

※鳴沢村では地方公営企業法を全部適用する公営企業に該当する事業はありませんので様式を省略します。